

やまなし子育て支援プラン 推進協議会

議事録

日時：平成20年9月19日（金）

午後1時35分～

会場：ホテル談露館 1F アンバー

おことわり 議事録中の発言趣旨が変わらない範囲で、一部平易な表記に改めています。
個人情報につながる部分は割愛しています。

午後 1時35分 開会

司会 定刻になったので始めます。

本日は、ご出席ありがとうございます。

ただいまから、平成20年度やまなし子育て支援プラン推進協議会を開催します。

初めに、協議会委員の皆様の委嘱についてです。

所属団体の役員改選等により新たに委員になられた方々7名の方で、本日出席されている方には、机の上に委嘱状を置かせていただきました。任期は前任者の残任期間になります。よろしくをお願いします。

ここで、知事直轄、少子化対策・男女共同参画担当理事があいさつを申し上げます。

理事 本日は、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

当協議会は、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、県の子育て支援対策についてさまざまな立場からご意見をうかがいたく、平成17年7月に設置され、ことしで3年目になります。また、同じく推進法に基づきまして、県の行動計画のやまなし子育て支援プランを平成16年度に策定し、地域での子育て支援、また安心な子育て支援、さらには企業における子育て支援を柱として、全庁的、計画的に子育て支援施策を推進してきました。

それにもかかわらず、本県の平成19年の合計特殊出生率は、分母となる出産期の女性の減少に伴いまして、1.35と前年をわずか0.1%上回ってはおりますけれども、全体の出生数は相変わらず平成13年から7年連続の右肩下がりで推移しているという大変厳しい深刻な状況にあります。県といたしましては、各方面の皆様方のご協力をいただきながら子育て支援対策推進に努力してまいりましたが、今後も欲しい子どもの数だけ産める環境、地域できめ細かに子育てを支援できる環境、このような環境を実現していくために、さらに努力してまいりたいと考えています。

本日は、子育てプランの推進状況や新規事業、また来年度策定いたします後期プランの策定方法について説明を申し上げることになっております。皆様方には現プランの推進と進行管理はもとより、後期行動計画の策定に関しましても忌憚のないご意見をいただきたくお願いを申し上げましてあいさつとします。

本日はよろしく願います。

司会 それでは、ここで、今年度初めての協議会ですので、委員の皆様方に簡単に自己

紹介をお願いをしたいと思います。

会長さんには後ほどごあいさつをいただきますので、恐れ入りますけれども、順にお願いいたします。

委員 山梨県保育協議会、現在会長を務めていますが、実は長年山梨県保育所連合会という名称で組織を推進してきました。本年度の5月に山梨県保育所連合会と山梨県保育士会が統合されて、山梨県保育協議会という新たな名称で立ち上がりました。これからも所長、また保育士ともども同じ目的を共有しながら、山梨子育てのために邁進していきたいと考えていますので、各委員のますますのご支援をお願いします。よろしくお願いいたします。

委員 皆さん、はじめまして。日本青年会議所山梨ブロック協議会会長をしています。

私たち青年会議所は、今全国には4万人のメンバーがいて、そのうち山梨には500名メンバーがいます。会員はすべて二十から40歳までのメンバーですので、まさに子育て世代です。私も親ですので、今回いろいろ勉強させてもらいながら、また子育て世代としても意見を少し話したいと思います。よろしくお願いいたします。

委員 よろしく申し上げます。

このような会議は、どのように会員へ話をしていくか、パイプ役をしたいと思います。ぜひ皆様のご意見をいろいろ聞いて帰りたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員 山梨労働局雇用均等室で、男女雇用機会均等法や育児介護休業法等を施行しています。本日は、県内の実情をうかがえればと思って参加しています。よろしくお願いいたします。

委員 山梨県愛育連合会の会長がよんどころない事情により出席できませんので、副会長の私が出席させていただきました。よろしくお願いいたします。

委員 中小企業団体中央会の会長が外国へ行っておりまして、代わりに出席しています。よろしくお願いいたします。

委員 看護協会の専務理事をしています。

看護協会の会員は約8,600人いますが、8,200人が女性で、この子育ての問題は私たち自身の問題でもあり、さまざまな事業に取り組んでいます。後ほど発表させていただきながら、皆様のご協力もいただいて、県全体の子育て支援に結びつけていければと思っています。よろしくお願いいたします。

委員 NPO法人の代表を務めています。

子育て支援を始めまして17年になります。17年前は今と比べると、本当にこのプランに

あるようなものは余りなくて、かなり厳しい中子育てが行われていたと思います。皆様のご協力のおかげで一つ一つ、またことしも、またことしもと新しい応援がふえていくことをうれしく思います。また、きょう機会があれば意見を述べますが、企業が関心を持ってくださり、私たちのとても心強い助けになっていただけるような確信を今得ていますので、そうした提案もしたいなと思っています。どうぞよろしくお願いします。

委員 連合山梨の副事務局長を務めています。会長が別の会議のため代理となります。よろしくお願いします。

連合山梨の中では、男女共同参画推進の関係、女性委員会の関係、そして山梨女性団体連絡協議会の代表として事務局の関係も務めていまして、いろいろな面でこれから女性のための支援、また子育て支援、男女に限らず行っていかなくてはならないということもあります。企業に求められている行動計画も、301人以上のところはほぼ100%であるところが、中小のところではまだ1%程度しか達成していないという現状も踏まえて、労働組合側から何か企業に対してできること、そうしたサポート支援なども考えながら、またそれぞれの役員が地域に行けば地域のPTA活動であったり地域の育成会活動、そうしたところにも手を広げ糸口も見つけながら、これからどのような形でこれからの子どもたちを育てていくのか。

実際、私も子どもが3人いますが、子どもたちの話を聞くと、これからどのようなことをやっていったらいいのか、何か先が見えない、とりあえず大学に行くか、何かそんなことでは少し寂しいのかなと思います。こうした生の声を生かせる活動が一体何なのかということもほかの委員の皆さんに助言いただきながら、知識として持ち帰り活動につなげたいと思いますので、よろしくお願いします。

司会 ありがとうございました。

次に、県の職員を紹介します。

事務局（児童家庭課職員）

次に、関係課の職員を紹介します。

青少年課、男女共同参画課、健康増進課、労政雇用課、社会教育課の職員

以上で職員の紹介を終わります。

それでは、会長にあいさつをいただきます。

会長 やまなし子育て支援プランの推進協議会でこのような役目を承ってから随分長くなりました。

先日、実は子育てのことにかかわって長いこと40年もしております仲間が、今の大人たちの、いろいろと起こっている問題はたぶん自分たちがその幼少期にかかわるかかわり方が間違っていたのではないだろうか。何が足りなかったのか、本当に考えてなくてはいけませんねというようなことを話したところです。私は保育士養成をしまして、45年もたってしまいましたけれども、本当に私たちの未来を希望として一生懸命に何かしなければならぬと思いつけてきました。

先ほど委員から随分進んできたというようなご指摘がありました。ことしは保育所保育指針も幼稚園教育要領も改定になり、大臣の告示化となって、最低基準として位置づけられたそのことは、これをきちっと守らなければいけないということだけでなく、こういうことができるという希望と重なっているのだと思います。すべて私たちの未来を子どもたちのために、子どもたちの未来に託して私たちが今できることを精いっぱいやりていきたい。そのために、実は山梨県において専門的に考えて主体的に提案する、その会が私はこの会であろうと思います。社会全体で子どもや子育て家庭を支援すること、それを目的として策定された次世代育成支援地域の行動計画が実効性のあるものになりますように、一つずつ確かな形、そしてまたそのかかわる人々がそれぞれ主体的に自分たちによって何かを、当事者努力によって改革できる方向に持っていったらありがたいと思います。引き続きこの役を承らせていただきました。よろしく申し上げます。

司会 ありがとうございます。

それでは、協議会設置要綱第5、第2項によりまして、会長に議長をお願いします。

議長 では、議事が滞りなく進行できますようにご協力をお願いします。

お手元の次第により議事を進めてまいります。

恐れ入りますが、まず事務局に資料の確認をいただき説明に入りたいと思います。

事務局 次第の下のように資料の一覧をつけあります。

資料番号1番、A4判のもの、続いて資料1-1、数値管理をしていますやまなし子育て支援プランの進捗状況についてまとめたものです。次に、資料2として、平成20年度の新規事業の一覧、子育て関係事業で主立ったものを掲げてあります。それから、資料3、後期行動計画の策定についてとしてスケジュールをつけてあります。以上が資料のつづりになっています。そのほかに、委員の皆様方には子育て支援プランの概要版と名簿、当協議会の設置要綱をつけています。

議長 ありがとうございます。

それでは、議題の1の平成19年度のやまなし子育て支援プランの実施状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明に入ります前に、1つ皆様にご了解をいただきたい点があります。

お手元のやまなし子育て支援プラン推進協議会設置要綱をごらんください。

第2、所掌事項ですが、本協議会の所掌事項として、(2)ガイドライン及びプランの策定にあたり意見提言を行うこと、この1行を要綱改正のうえ追加しています。これは、来年度策定を予定しています後期計画について、委員の皆様方からご意見をいただくためのもので、ご了解ください。

では、新たに委員に就任した方々もいますので、プランの実施状況を説明する前に、子育て支援プランの概要版を簡単に説明します。

2ページをお開きください。

計画策定の趣旨は、平成15年制定をされました次世代育成支援対策推進法に基づき、国、地方公共団体、企業が一体となり、平成17年度から26年度までの10年間に次世代育成支援対策事業を集中的かつ計画的に推進するとされており、県の行動計画「やまなし子育て支援プラン」を策定しています。このプランは、平成17年度から21年度までの前期5カ年の計画です。

次に、4ページから5ページをごらんください。

施策体系が載っています。子育てに喜びを実感できる社会の実現を基本理念として、1の多様な保育ニーズへの対応から8の子育てを安全・安心にできる環境づくりまでの8つの体系別に事業を進めています。

続いて、6ページから7ページをお開きください。

地域で子育てプロジェクト、安心子育てプロジェクト、企業も子育て応援プロジェクトと、この3つを重点プロジェクトに施策を推進しているところです。

プランの概要版について説明をさせていただきました。

それでは、平成19年度やまなし子育て支援プランの実施状況について説明します。

資料1をごらんください。

平成15年7月、次世代育成支援対策推進法が公布、施行され、この中で市町村及び都道府県などに行動計画の策定及びその実施状況の公表が義務づけられています。今回の報告は、この次世代育成支援対策推進法に基づくものです。

平成17年2月に策定しました県の行動計画「やまなし子育て支援プラン」は、先ほど申

上げましたが、平成17年度から21年度までの前期5カ年計画です。したがって、来年度は平成22年度から26年度を目標とする後期計画を策定することとなります。

次に、やまなし子育て支援プランの実施状況です。このプランでは、289の事業を掲載し、そのうち当初数値目標を設定した事業98のうち事業廃止となったものを除いて96事業の実施状況を取りまとめたものです。

事業の進捗率は、A4版の資料1-1の右上に米印で計算式が載っています。これに基づき、プラン策定前の平成16年度の数値をもとに、目標とする21年度の数値を100としたときの平成19年度までの進捗状況を率で表したものです。

資料1にもどり、平成19年度は5カ年計画のうちの3年目に当たりますので、達成すべき進捗率を60%ととらえ、96事業の53%の事業が60%以上の達成率となっています。逆に60%に達しない事業も半数近い状況になっています。

実施状況の詳細は、資料1-1になります。その中の子育て支援に直接結びつきます事業として主なものを順次説明します。資料1-1をごらんください。

まず、1番の通常保育の実施ですが、平成19年度実績は2万1,052人で、進捗率は54.4%とおおむね着実な推進が図られています。

3の延長保育は、県下126園で実施をし、進捗率は34.6%と60%に満たない状況です。事業が進まない理由としては、短時間勤務の保育士の確保が困難なことなどが挙げられています。市町村が事業に取り組みやすいよう、平成19年度に県単独補助制度を創設したところで、今後も市町村、保育所に実施を働きかけます。

4の夜間保育は、おおむね午後10時まで開所する保育のことで、甲府市に1カ所60人定員で実施をしています。進捗率は87.5%と着実な推進が図られています。

2ページをお願いします。

8の3歳未満児保育は、6,073人が在籍し、進捗率は72.9%と着実な推進が図られています。

9の休日保育は、31カ所を目標としているところ、実施箇所は3カ所にとどまり、進捗率は6.7%と低い状況にあります。プラン策定時、各市町村におきまして21年度までに1ないし2カ所の実施を計画していましたが、実際のニーズは少なく、実施に至らない市町村が出てきています。今後、市町村へは的確なニーズ把握を促し、必要に応じて働きかけを強め、目標達成を目指していきたいと考えています。

なお、国の補助要綱では、日曜日及び祝日を含め年間通じ開所をすること、また保育士

を2名以上配置することなどが義務づけられ、かなり高い基準となっています。そのため、国補事業によらない単独実施の保育所が2カ所あるという状況です。

次に、10の一時保育は、保護者の急な病気や突発的な出来事に対応するもので、280人定員で実施し、進捗率は58.5%とおおむね着実な推進が図られているところです。

次に、12の病後児保育の実施ですが、病気の回復期にある児童を病院や保育所で保育する事業で、16人定員で実施をし、進捗率は46.2%で60%に満たない状況にあります。しかし、平成19年度から保育中に体調が悪くなった児童を保育所で看護する自園型保育が9園で実施されているため、本事業の進捗率には反映されていませんが、それにかわる事業が新たに実施され、事業目的からすると、おおむね着実な推進が図られていると考えられます。

15の放課後児童クラブですが、177カ所で実施、進捗率は91.8%、16のファミリー・サポート・センター事業は8市町村で実施し、進捗率は75.0%とともに着実な推進が図られています。

3ページをお願いします。

17の地域子育て支援センターですが、保護者の育児不安等に対応するため、相談、指導などを実施する市町村への助成事業で、県下で36カ所で実施し、進捗率は46.4%です。本事業は、平成19年度から国の補助要件が大きく引き上げられたこともあり、設置数は伸びていませんが、国の補助基準に満たない事業を県単独で助成している事業が11カ所あります。そのため、本事業の進捗率には反映されていませんが、実質的にはほぼ順調に推移していると考えています。

22番の異年齢児との交流ですが、地域での異年齢間の交流促進のため子どもを主体とした活動への助成事業です。108団体で実施し、66.1%の進捗率となっています。

7ページをお願いします。

51の小規模グループケア事業です。要保護児童に家庭的なケアを実施するため、児童養護施設内の小グループを構成し、その中に指導員を配置し指導を行うもので、県下3カ所で実施をしていますが、当初の数と変わらないため進捗率はゼロ%となっています。しかし、21年には実施予定をしている施設が1カ所ありますので、最終年度には100%になる予定です。

8ページをお願いします。

63番の少人数教育の推進「かがやき30プラン」ですが、目標であります小学校1、2年

生に30人学級の導入を実施していますので、進捗率は100%です。

以上13項目を抜粋して説明をしましたが、本プランの掲載項目は市町村が主体となるものが多くなっています。プラン策定時に市町村が立てました計画に基づき、県の数値目標を設定していますが、住民ニーズの変化、市町村の財政状況、さらには目標設定後の事業の組みかえ等によって、目標数値に達しない事業が出てきています。これら事業につきましては個々の課題を検証しながら、できるだけ多くの事業を標達成できるよう、支援、また働きかけを行っていきたいと考えています。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。質問、意見などを受けたいと思います。

資料の1 - 1は内容が多いので、ポイントになるところを説明してもらいました。ページ数とナンバーを示していただき意見を受けたいと思います。

ただいまの説明のほかにも全体を目通ししていただき意見を受けたいと思います。

委員 資料に目を通して、気になっていたところが今説明のありました概要版の6ページに、地域で子育てプロジェクトというのがありますが、この一番上の「保育ニーズに柔軟な対応ができる体制を整備するとともに、高齢者など地域の人材を活用し、保育サービスの安定的な供給や質の確保を図る」となっています。この質の確保をどのように評価していくかを確認したいと思います。データの中の資料1 - 1の1ページ、5番目に福祉サービスに対する第三者評価事業の推進で、保育所の受審がないということ。質の評価は、大変難しいところであり、重要です。「よい質」ということを何か進めていくような取り組みが具体的にあればと思います。

議長 ありがとうございます。

第三者評価、資料1 - 1のナンバー5です。特に保育所の評価がゼロであるということについての指摘です。質の評価との関連の中で、ここに記述してある以外の説明をいただければありがたいと思いますが。

事務局 記述以外の説明ですが、質の確保というのは当然必要なことでして、それぞれの保育所においても日々取り組みがされています。

進捗率が低い状況ではありますが、実態を聞きますと、それぞれの保育所では必要性は十分承知をしている。ただし経費的な部分で、なかなか進まない状況があると。今後保育所保育指針の改定を受け、それぞれの保育所でも質の確保をより一層進めていくと考えています。

議長 ありがとうございます。

委員 県の保育協議会の推進目標の一つとしても「第三者評価の推進」は項目の中に長い間掲げていますが、ある段階までは評価を受けたもののその後続かないという状況です。受審に大体30万から50万くらい経費がかかりますが、甲府市では受審者をふやしていこうと予算をつけています。他のところでは保育財源も限られている中で、捻出して評価を受けるのはかなり現場としても苦労がある。経済的な負担について後押しがあれば進むのかなど。これは第三者評価についてですが、もう一つ、質の確保としては、「自己評価」が以前からあります。保育士会を出している自己評価という本があって、それに基づく自己点検は内部では進んでいます。ただこれは公表されていません。かなりの数値になっていると思います。これも保育指針が変わりますので、新しい評価の基準をつくりながら、それに基づいた点検を行っていく。今、保育協、保育士会、全国保育協議会で作成しています。それが公表されると違った意味で自分たちの適切な自己評価ができ、その上に第三者評価がある。これから評価は推進されていくだろうと思いますし、声かけもしていきたいと思います。

議長 ありがとうございました。

大切なところを指摘していただきました。おそらく自己評価の公表が新しい保育所保育指針で義務づけられますので、その次の段階が第三者評価となるかと思います。もう少し時間がかかる感じがします。

そのほかに意見などはありませんか。

委員 平成16年度のときは、まだ幼保小の連携は余り具体化されていなかったのですが、これ以降推進していく場合、どの部局が中心となるのか。子どもたちが小学校に行き、そして育ちの継続の中からまた小学校教育を受けていくという、本当に重要なところだと思いますので、幼保小の連携を県としてどのような形で進めていくのか。提案、考えがあったら聞かせてもらいたいと思います。

また、「多様な保育ニーズへの対応」という部分で、以前は県が中心にいろいろ予算をつける中での推進が多かったのですが、現在、市町村に予算が行っているので、なかなか県の思惑がすぐに市町村行政の中ではね返ってくるかというとなかなか厳しい。県はプランを推進しているので、頑張っていきたいという願いを地元でも、財政的な裏づけがないと聞かされることが多い。プランを県として推進していく。そして同時に町村レベルにおいても、同じ形で推進していくということに対する指導をしていただければとの考

えがあります。

議長 ありがとうございます。

それでは、2点の質問でした。幼（保）小連携ということが、今度の保育所保育指針や幼稚園教育要領でも大変重要なこととして出ていますし、資料送付も義務づけられていますので、幼（保）小連携を県ではどこで所轄して指導していくのかという質問が1点。もう1点は、多様な保育ニーズの充実について、県から市町村へ、実施の可能性を高めるために、財政的裏づけを初め、指導の体制はどのようにしていくのかというこの2点です。

事務局 1点目の幼保小の連携ですが、重要なことだと認識しています。今どこが所管ということは申し上げられませんが、このプランの後期計画を策定するに当たり、検討をして、余り形にとらわれずにしっかりと方向性を出していけたらと考えています。これは課題としてとらえます。

2点目の保育所の運営等が市町村で実施されるということと財源の話ですが、三位一体改革の後、財源の構成が変わり、公立の保育所は、一般財源化ということもあり、市町村が主体に運営をしていく形で動いています。やはり市町村は保育所の実施者という位置づけですので、しっかりと住民のニーズを把握しながら実施をしていっていただきたいと考えています。

県としてはいろいろな形の支援の仕方があると思います。市町村間で余りばらつきがあってもどうか。できる形でバックアップをしたいと考えています。

議長 ありがとうございます。

いろいろな支援の仕方を今後検討するということ。幼保小の連携については、後期の計画の中で検討していくということです。

事務局 1つよろしいですか。プランの実施状況について皆さんに説明したところですが、3年経過したところで、60%に達成していればほぼ順調な推移をしているという話をしましたが、全体の事業の53%ということで、決していい数字ではありません。このプランの数字のとらえ方ですが、国から指針が示され、それに基づいた形で実施をしている関係もあり、保育の充実の部分の項目などでは、国補事業の対象になっているものの箇所数をカウントしているものもあります。本県の場合には県の規模も小さいということで、それぞれの事業の補助基準がかなり高いところで設定されていることから、人数要件などに当てはまらない事業が出てきています。それを県単事業として補完的に設置をして、市町村に実施をしていただく事業が、延長保育とか、地域子育て支援センターなどでもあると

いう話をしました。実際には住民に子育て支援サービスを提供しているものの、国補事業を対象としているために、その数に入らない、反映されないということはいかがか。今後は、できたら実際にその地域にどのようなサービスがあるのか、国補であるか県単独の事業であるかにかかわらず、子育て支援サービスがどのくらい提供されているのかという視点に立った数字のカウントの仕方に変えていきたいと考えています。ぜひご了解くださるようお願いします。

議長 大変よくわかりました。60%ということが目標ですが、実態よりも低くカウントされていて、計算の仕方によっては地域の実態に沿ったところが多い。それが数値に出てこないというところを皆様に理解いただきたいと。

それでは、議題の2に移ります。

平成20年度の新規事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局 平成20年度の新規事業について説明します。資料の2をごらんください。

平成20年度の新規事業として、4事業を掲載しています。

まず、1つ目ですが、地域子育てプロジェクトに属します病児・病後児保育事業費補助金についてです。病児等の保育は昨年度まで既に実施をしていますが、これら事業を再編し、児童の体調に応じて病院または保育所で一時的に預かる事業に組みかえられ、新たな補助制度となっていますので、新規事業と位置づけています。

対象児童は、病気の回復期に至らない場合で、当面症状の急変が認められない児童、これを病児と言っています。それから、回復期にあり、当面症状の急変が認められない児童、これを病後児。そして、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童、これを体調不良児と分け、補助制度が新設されました。こうした児童が、通常、保育所では熱が出たのでお迎えに来てくださいとなってしまいますが、保育所または病院で対応をしていく事業です。今年度は6市町の16カ所で開催している状況です。

2つ目の県単独医療費の窓口無料化事業です。これは、かねてからの要望の高かった事業で、乳幼児医療費、ひとり親家庭医療費、重度心身障害者医療費の3事業と一緒に、窓口無料化をこの4月からスタートしました。従来は医療機関の窓口に一たん自己負担金分の現金を支払い、その後市町村に請求をして償還払いを受ける制度でしたが、この乳幼児医療費は特に保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上につながるということで、評価されているものです。

そして、この補助制度は、乳幼児の保険診療における一部負担金、今、未就学児は2割

となっておりますが、これを乳幼児の居住する市町村が助成する制度で、ここに県が2分の1の補助をしています。ただし、医療機関にかかりやすい、安易な受診がふえてしまうのではないかと。今、医療関係者がかなり厳しい状況にあるとも言われています。そうした負担の軽減などの意味合いもあって、今は8000の利用や上手なお医者さんのかかり方のガイドブックを乳幼児をお持ちの家庭に配付しまして、あらかじめ予備的な知識をしっかりとつけていただき、本当にぐあいが悪いときには医療機関に当然行っていただくわけですが、安易な受診は避けていただくようにという呼びかけをしているところです。

3番目の事業ですが、小児救急医療体制整備事業。これは今まで初期小児救急医療センターは、県下に1カ所、甲府市にございました。この10月に、富士・東部地域に休日・夜間における新たな小児救急医療体制を整備するセンターが開設する予定になっています。場所は富士吉田市緑ヶ丘。国中地域の医師などの協力によって、10月30日の開設を予定しています。

また、小児2次輪番病院の整備。これは今まで休日などについては当番医はありましたが、小児に限定されるものではなく、内科、外科でかかっていたわけですが、今度は初期医療は初期救急センターで受け、2次医療ですので、それよりも大変な状況の方たちの受け入れとして、郡内地域では富士吉田市立病院、それから赤十字病院、都留市立病院、この3病院がローテーションを組んで対応をする形になりました。このスタートも小児救急医療センターと同じ10月30日を予定しています。

最後に企業も子育て応援事業ですが、これは仕事と子育てを両立しやすい環境づくりということが今指摘されているところです。自社の従業員向けに仕事と子育ての両立支援につながる事業を企業の視点から企画、提案をしていただく。そしてその中で趣旨に合った事業を県として採択をして、実施していただき、その取り組みをホームページなどによりまして公表をして、また広くほかの企業に広めていこうという趣旨のものです。

対象の事業としては、企業が新たにに取り組む事業、もしくは既存の事業に新たな内容を付加したもので、妊婦と子育て中の従業員を中心とした就業環境の改善につながる事業、また社内全体が子育てと仕事の両立という意識改革、啓発につながる、こうした事業を募集したところです。その中で審査をして、今2つの事業が採択されています。もう1事業も採択予定ですが、こうした取り組みをすることによって少しでも企業の方々が、先ほどの話のようにだんだん意識が変わってきているということはあると思いますが、自社の従業員に向けて少しでも取り組みを広げていこうと考えた事業です。

議長 ありがとうございます。

平成20年度の新規事業についての説明がありました。

説明が終わりましたので、質問、意見がありましたら伺いたいと思います。資料は先ほどのように後ろから2番目の2です。

委員 地域で子育てプロジェクトに関係した質問です。先ほども申し上げたように、看護職の場合、働き続けることを支援するためには保育所の整備は期待が大きい。今県内には60の病院がありますが、そのうち20の病院が院内保育を整備し、看護師さんが院内で自分の仕事をして、そこで子どもを預かってもらっている。これも国の基準に満たない非常に小規模のものも県の計らいで認めてもらっているのですが、病児・病後児の場合、その病院に小児科があるといいのですが、小児科のない病院の場合は、こうした子どもたちはそこには預けることができない。

今、説明で6市町16カ所ということでしたが、地域の偏在はないのですか。というのは、1つの町、1つの市でやっても、その隣町の人たちもその情報を得て、そこを活用することができればという話が今私たちが進めている検討の過程で出ていまして、4つの大きな医療圏がありますが、その医療圏の中で病児・病後児をこういうところでやっているということをそのお母さん方が知ることができるといいと考えていまして、その辺を教えていただければと思います。

議長 6市町16カ所は、どこでどのようにされているのか、紹介いただきながら、周知徹底といいますが、情報の共有ができるようにお話をいただければと思います。

事務局 今年度の病児・病後児保育事業につきましては、もともと施設、病院等で行っている一般の方も受け入れる病児・病後児に加えて、昨年からは自園型という自分の保育所の中の子どもだけを見るという事業も始まっていて、すべて合わせると16カ所となりますが、一般的な地域の子どもを全部受け入れるという病後児保育については、ことしから甲府市の聖愛会ハッピークリニックが始めました。昨年までやっていたところで、都留市の武井クリニック、それから山梨市の山梨厚生会病院。これが病院、診療所で行っている病後児保育です。

保育所で一般の方を受け入れて、看護師さんがいて受け入れているところが、昨年来甲州市に2つあって、千野保育所と、岩崎保育園の2カ所と、今年から南アルプス市のさくらんぼ保育園で新たに始めていて、6カ所地域型といいますが、一般から受け入れているところがあります。

自園型について10カ所ありますが、それは甲府市の保育所8カ所と、中央市にまみい保育園があります。それから、今年から昭和町の押原保育園というところでも始めますので、全体で16カ所となります。

議長 ありがとうございます。

事業が進んでくると随分皆さん助かるのではないかと思います。

ほかに質問がありますか。

委員 場所はわかりました。これはやはりエリアが限られていると思うのです。ないところには全く、例えば富士吉田とか、それから南巨摩のほうはないわけです。それは医療圏のような、いわゆる1つの町とか村ではなくて、地域で整備するというのを県で何か誘導するとか指導するということはできるのでしょうか。

議長 地域での整備ということです。

事務局 やはり地域に偏在しているということは、県民に公平なサービスの提供ということから考えると、やや課題があると思われれます。ただ、それぞれの保育所などで実施しているものについては、それぞれの考え方などもあります。広域などいろいろな形が考えられると思います。また今後はできるだけ今ないエリアに広がっていく形がベストですので、そんな働きかけなどもしていきたいと考えています。

議長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

委員 多分病児・病後児を行っているのは今挙げられた以外にも緊急サポートセンターのかんがるーポケットさんでもやっています。僕のところでもしてまして、甲州市とありますが、当初から笛吹市のほうもということで、かなり市役所をめぐっているパンフレットを置いていただいたという経過があります。ただ、なかなかやはり知られるまでには時間がかかりまして、地域が外れてくるとなかなか存在がわからなくなってくる。ですから、あっても定員がどこまでか、どういう子どもさんが入れるのか、やはりある程度の目安がありますので、すごく例えば熱が高い子どもさんを預かるかということ、そこまでは多分できない。ですから、そうした情報をしっかりと、できたら県がパイプ役になって、どこのところにどういうものがあって、内容的にはどうですよというものが早いうちから公表されることが望まれます。1園が頑張っても限られてきますので、できたら内容を（関係に）上手につないでいただけるような配慮をしてもらえたらと思います。

議長 ありがとうございます。

20年度の新規事業の中で最も重要な、病児・病後児保育にたくさんの意見をいただきま

した。実は報告いただいた数字のほかにもまだやっているところもあり、実態に即したのもあるということですが、少しずつこれを地域全体に整備していくような指導をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにありますか。

委員 企業も子育て応援プロジェクトに関心があるのですが、これは単年度で、もう2事業決まっているということですが、これは2社ということですか。

また、選考の上と書かれているのですが、例えばホームページで募集をして、県である程度の選考基準とか、差し支えなかったら教えていただければありがたいと思います。

議長 よろしくお願いいたします。

事務局 この企業も子育て応援事業は単年度事業の内容、それから募集については県のホームページを使っています。5月に実施をし、幾つかの応募がありました。基準は、企業が新たに取り組む事業、既に取り組んでいる事業であってもまたそこに付加するプラスアルファになる部分があるもの、あとは就業環境の改善につながるものといったところを要件として募集をしました。

この募集もホームページだけではなく、中小企業団体中央会にもお願いをして、やはり皆さんに周知をしてしっかりと知っていただかなければというところがありますので、かなりあの手この手と周知に努めましたが、たくさん来たという状況ではありません。

委員 募集要件に企業の規模はありますか。

事務局 いいえ、全くありません。中小企業がどんなに小さい企業でも自社の従業員向けの事業であれば。

議長 ありがとうございます。

委員 私も質問しようと思ったことを先に質問していただいて、ありがとうございました。結構、行政も厳しいのではないかと思うのですが、まず企業もこの今のご時世で、今ある状況の中で子育て支援をしていくのは非常に厳しさがあるのではないかということと、それからやはり企業の方から聞くのは、それをしたらどれだけの利益があるのかと、やはり費用対効果ということを目が痛くなるくらい企業から言われていますので、どんな利益があるのかということ、やはりそれは外してはならないのだと、そうしたときに、私も今長く子育て支援、行政とともに歩ませていただいたのですが、時代とともに今企業にも応援をしていただいて、例えばスーパーの中で子育て支援を展開するとか、ついきのうも山梨市の体育館で企業が8社、そして親子が200組でイベントを行ってきたのですが、

ウィン・ウィン・ウインの関係では、実は私たちのほうは企業から協賛金をいただける。企業さんは200組の親子にアンケートをとったり試供品を配ることができたりニーズを聞いたりすることができる。強制ではないので自分の意思のもとにやるのですが、親子にとっては楽しい会場が手に入る、そして無料で参加できる、そして欲しい子育て情報が手に入る、3つのウィン・ウィン・ウインという形でイベントを年間5回、5地域で行っています。企業に非常に喜んでもらっていて、私たちも企業だけのために動いているわけではないのですが、企業も子育て応援プロジェクトはなかなか企業と行政が一生懸命練り合っても答えが出てこないのかなというのが私の意見で、そこにやはり親子の意見をどうやって組み込んでいくか。できれば3者で話し合っていくと、少しずつ答えが見えてくるのではないか。企業と行政と親子の代表の意見を言える方が一緒になって、お互いが利益のある方法を模索していく必要があるのではないかということが1点。

それからもう一つは、やはりホームページですが、なかなか県のホームページに企業が子育て応援していますと載せても、それを見て県内じゅうの方が、「おお、あの企業は素晴らしい」と評価ができるかということ、なかなかそれも非常に難しい。すぐには無理かもしれませんが、やはりやまなし子育てネット、非常に素晴らしいものなので、もし将来できる可能性があるとするれば、コミュニティサイトだったりSNSなどを取り込んで、親子がそこで会話ができるような、情報をみんなで持ち込んで行政とも企業とも親子が情報を共有できるような場所にすれば、そこに企業が名前を連ねるとするのは非常に利益があるのではないかという気がします。この事業は絶対に成功させなければいけないと私も強く思っていますので、何かもう少し親子を組み込むような方法はないかなと思いましたので、意見を述べました。

議長 豊かなアイデアというところが勝負であると思いますが、3者が共有できるメリットが明確になる方法を探るということ。それからホームページの有効性の限界も確認しておかなければならないだろうということがあろうと思います。非常に重要なことが20年度の新規事業のところに出されていて、特に企業の問題はそうだろうと思います。

企業の側から一言ご意見をいただくわけにはいきませんか。

委員 中小企業中央会は、一つ一つの会員が合わさって組合をつくっています。小さな零細企業がかなり県内に多くあるわけですが、1つの会社がそうした施設をつくるということは大変ですが、中央会が入っている組合、幾つかの組合の中で、一緒にそういうものをつくる。今、言われましたが、企業と従業員、そしてそれに行政がバックアップをして

もらいながら1つのものを組み立てていくという方法は幾つかあると思います。中小企業中央会の過去にも保育園を機械工業協働組合でつくって、今私立になっているようですが、そうした従業員のための保育施設をつくって、それを地域一帯に拡大してというところもありますけれども、そういう意味で企業だけではなくて地域一体となったものを企業と地域と行政と一体となってやっていけばいいものができていくのではないかと考えています。

今、非常に企業が厳しくて、県からも何か参加してくれる企業はありませんかというのですが、県の事業の中で補助率が2分の1というのと、例えば50万限度ですよという100万円の事業をやるには企業のほうで50万円出さなければならないということで、そういう企業側の負担というものもなるべく軽減ができるような形でバックアップしてもらえれば、企業としてもなおやりやすいのではないかと考えています。

議長 中小企業の地域が一体となった保育所が開設されているという話、非常に新鮮に伺いましたが、ぜひまたその辺のところの充実を検討いただくようお願いいたします。

この3つの大きな地域子育てプロジェクトと安心子育てプロジェクト、企業も子育て応援プロジェクトで、この4項目。もっとたくさんのご説明いただいたのですが、ご理解いただいて、またご協力をいただきたいと思っています。

それでは、議題の3、後期行動計画の策定についてです。平成22年度から26年度までの後期行動計画の策定について説明をいただきます。

事務局 資料3になります。資料の厚いつづりの一番最後のページになります。

後期行動計画の策定ということで、やまなし子育て支援プラン後期計画策定スケジュールが載っています。後期計画策定に当たっては、国からの策定指針をもとに地域の特殊性等を加味しながら策定をしていくことになるわけですが、その指針が当初は8月に出されるという予定でしたけれども、ご承知のように国会が休止状態という状況から、9月末に出るという今のところの予定です。そのためにまだ詳細がわかりませんが、今後の少子化対策は、先ほどからも出ていますように、働き方の見直しということがかなり重要になってきます。仕事と生活の調和の実現が国の重点戦略にも挙げられているために、こうした要素が加わってくると思われます。

スケジュールですが、まず県の行動計画の策定作業です。国から示される策定指針をもとに県政モニターへのアンケート調査を実施し、3月末までに市町村行動計画の策定のためのガイドラインをまとめていきます。それから来年度は市町村が実施した住民調査の必要量をもとに、県全体の数値目標を設定し、後期計画案をパブリックコメントにかけて1

年かけて県の計画を策定していきます。

2 段目になりますが、この子育て支援プラン推進協議会です。今年度はこの後 2 回の協議会の開催を予定していきまして、県政モニターへのアンケートの内容ですとか、市町村に示すガイドライン案について皆様からご意見をいただきたいと考えています。来年度は、3 回程度の会の開催を予定しています。後期計画策定に向けてさまざまな立場から活発な意見をいただきたいと考えています。

同様に、知事を本部長とする少子化対策推進本部が県庁に設置をされていきまして、こちらにも報告をしていきます。

4 つ目の市町村の行動計画の策定作業ですが、市町村では現在子育て支援に関する地域住民ニーズの調査を実施しているところです。その結果が来年 3 月までに県に報告をされて来る予定です。来年度はその結果をもとにすべての市町村で市町村の行動計画を策定しますので、県として、その策定作業に支援をしていくという予定になっています。

議長 わかりやすい表を拝見しましたが、質問、意見がありますか。

委員がどのようなところで意見をやる機会があるかというようなことについても確認をいただきたいと思います。

委員 いよいよ後期計画の策定ということで、県は大変な作業をしていくことになっていきますが、会長さんのあいさつの中にあつたように、それから委員さんの意見にもあつたように、非常にいろいろなものが整ってきたにもかかわらず、世の中に暴力などが横行するようになったということは、子ども時代に何かあるのではないか。今のこの資料の 4 ページに基本理念が定めてあります。子育ての喜びを実感できる社会の実現となっていますが、この喜びを実感できるということをこの 10 年かけて実現していこうというときに、やはり実感するという何を何かの形で、今ここにあるいろいろなものをたくさんそろえるということも 1 つありますが、もう一つは、人々が本当に子どもが大事で子育てが楽しいということの評価する。先ほどの保育の評価のこともそれで気がついたのですが、本当にいい保育が受けられている、そういうことを感じる人たちがふえるとか、それから例えば資料の 7 ページ目の安心子育てプロジェクトにしても、さまざまな不安や悩みを抱えている子育て中の家庭とあるので、その不安や悩みが少なくなっているというか、楽になっていっている人をふやすとか。それからもう一つ、最後の企業も子育て応援プロジェクトの中では事業主の理解を深める。その事業主の理解が深まったかどうかということ、それはこういう事業をすれば深まったかどうかということではなく、どう考え、どのように取り組

もうとしているかとか取り組んでいこう、ですね。こういう補助金を使う、使わないとかではなく、何かそのような視点を後半のものに盛り込んでいくと、この10年間やって、この基本理念のところで本当に楽しさを実感している人がふえているとか、それをぜひ後半に期待したい。何かモニターさんの調査をどこか20年度の終わりころに組んでもらって、何か具体的にそういう数字を把握してほしいということを感じていました。

議長 本質的な意見をいただきまして、後期の計画策定に当たって、この施策の基本理念をもう一度かみしめて、そこに戻りながら次の計画を立ててはという意見をいただきました。多分今の委員のような考えは、このスケジュールの中では多分第2回のアンケートの中身等に具体的に反映できるのではないかと思いますので、またそのときにもいろいろ意見をいただきたいと思います。

事務局から意見がありましたら伺います。

事務局 意見といたしますか、もっともだと感じています。できるだけ後期計画についてはいろいろな5年間の前期計画の中で進めてきたものを検証しながら、本当に何が必要なのか、もう一度洗い直して、絵にかいたもちではないようにしっかりとした子育て支援の喜びが実感できる社会の実現につながる形で進めていきたいと考えていますので、これからも意見をいただければと感じています。

議長 後期の計画の策定は、基本理念の検証ということと直結するわけですので、きょうは大分そういう意味で私どもがもう一度原点に戻るような発言をいただきまして、本当によかったと思います。

なお、この後期計画についての意見がほかにありましたら伺いたいと思います。

委員 今、話が出ました基本理念のところで、小さい文字ですが、安心して子育てができ、子育てをする家庭や地域においてというところがありますが、安心して子育てができるところの中で、前にも県に提案といたしますか、こんな考え方もありますということをお伝えしましたが、今石川県で実施をしているマイ保育園プランという構想があって、これは今東京都の多摩地域ですか、もう一つ福井かどこかでも始めていますが、県全体の方向として、子どもの予約制といたしますか、それができると、ある意味では安心して就業ができ、そして子育てができる場があるのだという。予約というのは多分施設の現場においては、担当の方との話はあると思いますが、もう少しオープンな形で、例えば千葉とか待機児童のいるところはほとんどが予約と言っていました。予約ができないと子どもがつかれないという、切実な思いがあるようです。そこは多分隠れた部分で表には出てこないの

すが、もっとオープンにしたら、あるいはもうどのくらいが出産予定であればどのくらいから会社のほうに行くのだという目安ができれば、その折には入れるかどうかという予約制という形のものが、前倒しでできるという制度設計ができますと、安心のところにはつながっていくのかなという思いはします。

また、子育ての喜びが実感できるということで、会長さんのところで大学の学生さんを中心にアンケートをとったところ、子どもさんを産みたいかという。うちも現在子育て支援センターで行っているのは、大学生までの子どもさんが来て、これは男女の方が参加していますが、子どもたちとのかかわりを持ってもらいます。1年間、大体20名くらい。もうそれ以上は入れないものですから、20名の方が登録をしてもらって来ていますが、それぞれの方が最後に何を感じたのかという作文を書いてもらうと、やはり子どもたちからいっぱい力をもらいましたという作文が多いです。私も大きくなったら子どもをたくさんつくりたいという、そんな願いが最後には出てきます。いわゆるそういう部分のものから今出発していかないとだめなのかなと。喜びを実感できる、子ども大好き人間が育っていきけるような社会とか組織づくりが必要なのかなということを感じています。

議長 安心というのが、病気の子どもであるとか安心して働けるというだけではなくて、生活そのものをひとくりにした安心で、生まれる前からの予約制というような、今まで山梨県において少し耳にしたことのないことを提案いただきました。

後期計画を策定するために目的の基本理念の検証というところについて再度意見いただいたわけですが、次の議事の4は意見交換となりますので、そちらに移りたいと思います。

意見交換ですが、ここではプランの推進を企てるために、これを実現するための方策や必要とされる子育て支援策などについて、各委員から自由に意見や提言をいただきたいと思います。せっかく雨の中お運びいただいたので、発言のない方々にはぜひこの際発言をいただきたく思います。きょうは委員のおかげで先に進むところを原点に戻る、概要版のここをもう一度どのような思いを込めて策定したかということをやみがえらせる機会をいただいたわけですが、大変恐れ入りますが、順番にお願いしてよろしいですか。

委員 大変勉強になりました。私ども、先ほど話しましたとおり、二十から40歳までの会員で、まだ独身の会員もかなりいます。やはり子どもがいない会員というのは、こうした子育てに関してはまだ少し無関心さがあるようで、地域での子育てであったり企業での子育て支援ということにもまだ無関心なところがあって、やはり結婚する年齢が少し高齢化していることもあり、今までは就職するのに就職活動というのがあったかと思うので

すが、今結婚するための結婚活動をやらないと、本気で探さないと結婚ができないと。結婚しないと子どもができないわけですから、こうしたことにもやや関心が薄く、やはり地域の安全・安心に関してもいろいろ私どもの組織でもやっているわけですが、子どもがいる会員といない会員の意識の差がありますので、こうしたことも子どもができる前の段階ですが、県内でも推進されれば、より多くの方の関心が子育てに向いてくるのかなと、きょう聞いている中で感じました。

議長 多分、少子化対策理事はかつてを思い出して、そこから出発したとお思いになっているのだらうと思いますが、結婚している人としていない人の意識の差を社会全体で上手に埋めていく、共通の問題としてみんなが持てるような努力をしたいと。未来の子育て支援というより、少子化対策という基本のところに戻りたいということでした。ぜひ会議所のほうでお進めいただけるようお願いいたします。

委員 余り私が話すと、いつも過激なことを言うので怒られてしまうのですが、幼稚園のほうもだんだん、今6,000人台ということで、県全体ですね。休園もそこに書いてあるようなことです。いろいろな事業をやって頑張っているところもありますし、多いのと少ないのと極端なのですが、いろいろサービスをすると親の子育ての楽しみを上げるような気もするという部分もあります。幼稚園の経営としては何もしなくて、本当に子どもを教育するというのが本来なのでしょうが、それも子どもが少ないからということでみんな見ているわけで、障害児も全体で四十何人くらいいて、いわゆる隠れ障害児が大体3倍くらいいるというのが実際です。

それから、(委員に)医療関係の方がいますが、私のところは上野原です。子どもを産むところが近所になくて、みんな八王子まで行っているような状況です。八王子に医療センターがあるのですが、少し子どもがぐあい悪くなってもそちらまで運ぶということで、診てはくれるのですが、上野原の方がとても多いのだそうです。診察券を発行しないというようなことがありまして、そんなことも医療のほうではあります。

それから、私のところでは学童保育をやっているんですけど、6カ所あって230人くらいいるのですが、もう何年になりますか、6年か7年くらいやっているのですが、子どもを眺めてみて、こんなに子どもを壊しちゃったのかなと、そういうのが実感です。

それから親のニーズというかわがママというか、それで職員がやめたいというような声を、もう先生来年やめますというのが今3人いるのですが、そうはいつでも頑張ってるんという、我慢が親のほうにできなくて、先にわがママが4月当初に出してしまう。

全体的にそういうことが言えるのが自由のせいなのかわからないのですが。

議長 子育て支援が親の楽しみを奪ったり親のわがままをもっと増長させるということについては、方法論として検討すべきだというような意見であったかと思います。多分それは次の大事な課題として検討させていただかなければならないと思いますが。

委員 私ども愛育会では、活動の柱に声かけという大きな柱がありますが、地域で若い子育て中のお母さんなどに声をかけたりすると、とても喜んでくれる。しかし、数値ではかかれるというものではないので、理解してもらいにくい面がありますが、後期行動計画の策定では、何かそういう面をうまく取り入れていただけたらありがたいと思います。ですので、後期行動計画の策定にはとても期待を込めています。

議長 数値に出ない地域の気風とか風土を育てていく。具体的には声かけのようなものがもう少し出ていくようにという意見をいただきまして、このことも次回にご検討いただきたいと思います。

委員 じっくり聞かせていただきました。いろいろな取り組みの中でのご苦労がこの数値の中でもわかると思います。ぜひこれから数値を見る中で、100%を上回っている非常に取り組みの進んでいる活動というのものもあるかと思います。それを見ると大体がみんなまで集まって何かをするとか自然に親しんど、そういった活動が200%とか400%を上回っている。ぜひこういう活動はこれからも伸ばしていきたいと思っていますし、私たちのキーワードは顔合わせ、心合わせ、力合わせといって、何よりも顔と顔を合わせて、それが親子であっても同様であるように、そうした活動を家庭からやっていかななくてはいけないのかなということを本当に基本に考えています。幾ら方針を立てた、数値目標を立てたからといって、実際にその目標が現実的なものなのかどうなのか、それぞれの市町村に投げた場合に、それぞれに情報交換して、悪いところは補いながら、いいところの事例を水平展開できるような、そういった仕組みもぜひ取り入れて、すべての市町村の中でこういった取り組みがされていくのが理想なのでしょうけれども、なかなか財政の部分でも厳しいということもあろうと思います。そうした横の連絡をとりながら、ぜひこうしたものを進めたいと思いますし、やはり地域の育成の大事さというのは本当に思います。

これから子どもがだんだん少なくなっていく要因の一つに、先ほどいろいろな意見もありましたが、やはりこれからの働く中での収入の部分で不安があるということもあるのではないかと思います。年収が200万に達していないような、そうした労働者が実際に家庭を持ち、子どもを育てていけるのか。法改正によって4月からパート労働法も変わり、正

社員と同じ仕事をしていけば非正規社員であってもそれと同等の対価を得る必要があるということも出てきましたが、なかなかそこに追いついていない、そこもどうなのかという心配もありますし、やはりそのようなところが整備されていかないと、これからの日本の労働力人口ということも一つにはこの子育ての中にはあると思います。本当に子どもをふやしていくためにはどうしたらいいかということを経営者としても、そして家族としてもコミュニケーションをしっかりととりながら、中にはやはりそういう家庭環境の悪さが今のこの犯罪に走ったということもあると思いますし、問題になっているDVの問題、そういったこともあるでしょう。

そうした広い意味で、連合としても研修会も企画していますし、何にしても親子で一緒にできるような活動が地域の中でも展開できることが、やっぱり子どもたちとしても、一人でやるよりはみんなと一緒に楽しくやるというのが多分楽しいのだと思います。連合も12月の前に親子を集めてクリスマス飾りとクリスマスケーキづくりを企画しています。ぜひそれを家に帰って12月24日には親子でケーキをつくってくださいと、そんな趣旨も含めた行動もするのですが、それも各市町村の中で展開すればできないことはないかなと思います。余り高望みをせずに、一つ一つコミュニケーションというか、親子のきずなを大切にしていくということがこれから大事な部分かなと思いますし、安心して仕事をしながら子育てをするために企業が取り組むべきこと、それが男性であっても育児休業をしっかりとれるような、制度はあってもそこが運用できなければならぬわけですから、国としてもそこで認証しながら、企業のいい人材育成のための認定制度もあるようですから、そうした位置づけで付加価値をつけた企業への県としてのバックアップということもぜひ考えていただきたいと思います。

いずれにしても、私たち労働組合側の立場でも企業側に提案できることが多々あると思いますし、また地域に帰って、親子で話をする場も育成会であったり子どもクラブというかなり広い部分で意見が取り入れられるところがあるかと思っています。それぞれの地域の特色に合ったものをしっかり生かして、これからの計画の一つとして盛り込んでいただければ、そこはかなり実現性の高いものができ上がっていくのではないかと思います。

理想論も結構多かったですけど、いずれにしても子育てというのが、あくまでも女性のもではなくて男性も一緒にかかわっていくということの切りかえをしていかななくてはならないという時代にも来ていますし、子育てに限らず、これからは自分たちの親が要介護状態になったときに、自分が本当に会社をそのときに休んで親の介護ができるかということ

も考えていかなければならない。子育てで会社を休む以外にも介護で休むということが本当に働き盛りの年代にこれからは出てくるという社会が現実に向かってきているわけですから、そうしたことも行政として広い視野で考えて、いろいろな部署と連携しながら取り組んでいてもらいたいと思います。

議長 私どもの申し上げたいことをみんな言っていただいたような気がします。

本当に子どもをふやしていくのに、労働人口がイコール子育て人口なのだという視点は非常に重要なことだろうと思いますし、顔合わせ、心合わせ、力合わせというのは今回大変参考になりましたので、どうかそういう実効性のある情報交換を地域の中にきちっと根づかせていくような形で次の計画を立てることができたらと思います。

これで全員の委員の皆様にご意見をいただいたことになろうと思います。どうかご参考にさせていただきたいと思います。

それでは、最後に議題の5ですが、その他についてです。委員の皆様から、これは今までのほかに何かその他でということがありましたらお願いします。

事務局もよろしいでしょうか。

何も無いようでしたら、以上をもちまして議事を終了し、議長の任を解かせていただきたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

司会 会長さん、長時間にわたり、ありがとうございました。

また、委員の皆様には貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成20年度第1回やまなし子育て支援プラン推進協議会を終了いたします。

ありがとうございました。ご苦労さまでした。

午後 2時25分 終了